

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和元年6月11日（火）

開 会（午前9時0分）

（職員の自己紹介）

【議 事】

○議案第58号「所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

議案資料ナンバー2の77ページの概要で「指定都市の長も実施できる」とあるが、指定都市とは政令指定都市のことか。

森田青少年課  
長

そのとおりでございます。人口50万人以上の政令で指定された都市、現在20市が指定されているものでございます。

荒川委員

これまでは都道府県が行っていた研修に付け加えるわけだが、指定都市で行う研修と都道府県が行っていた研修との質の違いはあるか。

森田青少年課  
長

厚生労働省から認定研修に関する通知が出ておりまして、通知に基づいた研修内容になりますので、その差はないものと考えております。

荒川委員

支援員の賃金の基準のようなものはあるか。

森田青少年課

当市の場合には指定管理者制度を導入しておりますので、制度の中で

長

賃金については賃金センサス等に基づいて積算しております。

荒川委員

指定管理者の権限でどうにでもなるということか。

森田青少年課

賃金の積算方法の一つとして賃金センサスをもとにしています。厚生

長

労働省で行っている全国的な賃金の構造統計調査がございまして、それに基づくものでございます。

荒川委員

そうすると全国的に統一されているということか。

森田青少年課

当市の場合には指定管理者制度を導入しまして、積算の方法として市

長

のガイドラインがございます。その中で賃金センサス等をもとに積算を行っています。

荒川委員

ということは、それぞれの自治体でまちまちということか。

森田青少年課

当市の場合には先ほど申し上げたような考え方に基づいています。他

長

市では直営でやっている自治体、委託でやっている自治体、補助金でや

っている自治体等、やり方がまちまちでございますので、そうした部分ではまちまちということは考えられるかと思えます。

浅野委員

指定都市の研修を受けた人も資格があるということはわかったが、昔からこうした研修はあるのか。子ども・子育て支援法ができてから、このような研修を受けなくてはならなくなったのか。

森田青少年課  
長

平成27年に国でも放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定められまして、この中で放課後児童支援員の資格がうたわれております。平成27年からこの研修が導入されております。

浅野委員

現在所沢市で児童クラブや生活クラブの指導員は全員この国の研修を受けているのか。常勤の方はそうかもしれないが、パートの方もそのようなことになるのか。

森田青少年課  
長

パート、いわゆる非常勤の方でも基礎要件と言いまして、保育士や学校教諭、経験年数といった基礎資格をお持ちの方であれば、研修を受ければ放課後児童支援員としての認定資格が得られるものでございます。

浅野委員

調べたら保育士や教員免許をお持ちの方は全部の研修を受けなくてもいいとあったり、福祉施設に2年勤めた経験がある方が受けられると書

いてあったが研修の中身をうかがいたい。

森田青少年課  
長

研修の内容は6項目、16科目、合計24時間の研修が必要となります。内訳は放課後健全育成事業の理解、子供を理解するための基礎知識、放課後児童クラブにおける子供の育成支援、放課後児童クラブにおける保護者、学校、地域との連携、協力、放課後児童クラブにおける安全、安心への対応、放課後児童支援員としての求められる役割、機能、計6項目について研修が必要となります。保育士、社会福祉士、教諭の資格免許を持つ方については一部講座が免除という規定がございます。

浅野委員

事業所に勤務したことがある方のイメージとしては、パートで児童クラブに勤めたことがあるとか、ほかの児童施設に勤めたことがある人が資格を持ちやすいということか。

森田青少年課  
長

経験年数については高校を卒業した方で2年以上児童福祉事業に従事した者とございまして、この児童福祉事業というのは放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ、このほか保育所、児童館、児童養護施設、乳児院等も含まれております。経験年数の中では2年以上でも放課後児童健全育成事業に類似した事業ということで、例えば放課後子供教室、所沢市で言えばほうかごところに高校を卒業されていて2年以上勤務されていれば基礎要件が認められます。また、昨年改正がござい

まして、中学卒業程度、高校を卒業されていない方でも放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブに5年以上従事したものであれば基礎要件が認められるということが追加されました。

浅野委員

そのような方がこの研修を受けなくても児童クラブに勤められるのか。教員とか保育士の資格がなくて、2年以上勤めた人が研修を受けられる資格があるのか。

森田青少年課  
長

基礎資格として一定の資格と経験年数とのどちらかが必要となります。

浅野委員

それは結構大変だ。雑談みたいで恐縮だが、私の子供は30歳代で二人とも学童と呼ばれていた時期にお世話になり、その時は近所の主婦が勤められていたが、その方は特に資格とかなくて、とてもいい先生だった。そのような方は2年以上勤めていなければ研修も受けられないのか。

森田青少年課  
長

資格がない方であれば経験年数が必要となりますので、昨年度の改正で高校を卒業していない方でも長い間お勤めになった方がいらっしゃるという全国的な地方からの提案がありまして、5年以上勤務された方であればということで改正がありました。経験年数というのは一つの基準でございます。

浅野委員

それだけ児童クラブの指導員にいろいろと力をつけていただいているのはわかるが、平成27年以前に資格がなくて勤めた方は経験があるからあれだけど、これから勤務したくても資格要件が満たされていないと研修も受けられないのか。あるいは正職員ではなくて、短時間のパートとかでは指定管理者の事業者によっては雇用することができるのか。

森田青少年課  
長

雇用に関しては雇用契約で指定管理者ごとにさまざまな契約形態があるかと思いますが。経験年数に関しては2年ないしは5年とありますので、それはどうしても必要となってくるものでございます。

浅野委員

所沢市の実態としては、過去に勤めたことがなくても、資格がなくても勤めている方は、それぞれの法人によってはいるのか。

森田青少年課  
長

そのとおりでございます。現在お勤めの方で経験年数が達している、基礎要件がある方でも認定研修を受けていない方もいらっしゃいます。

浅野委員

そうでないとなかなか働いてくれる方がいらっしゃらない気がした。その資格があると給与面で資格がない人よりいいのか。

森田青少年課

給与については各法人での給与規則ですとか給与体系がございましての

長 で一概には申し上げられないのですが、この放課後児童健全育成事業については職員配置の基準がございます。2名以上の配置基準となっておりますが、そのうち1名は補助員で賄えますので最低1名は必要となりますので、事業所としましては運営している時間帯は必ず1名は配置しなければなりませんので、そうした部分での雇用契約などには反映や影響があると思います。

浅野委員 研修を受ける時の費用は資料代ぐらいと聞いたが、そこまでお金もかからないし、研修時間も24時間ということは、そんなに負担が重いということではないということか。資料代は幾らぐらいか

森田青少年課 今年度、県から研修の通知が来ておりまして、それによると資料代、  
長 テキスト代は1,610円でございます。

福原委員 過去にも何回か改正している経緯があるかと思うが、直近の改正の流れや今回の改正があった背景をうかがいたい。

森田青少年課 放課後児童支援員の確保の部分で各自治体、令和2年3月末まで条例  
長 の中でみなし規定がございます。今までの5年間に関しましては研修を受けたものとみなしています。来年4月以降はこのみなし規定がなくなりますので、支援員の確保、研修の開催幅を持たせるために指定都市の

長が研修を開催するようになったものと考えております。

福原委員

人材確保のためというか、なり手不足やほかのいろいろなものを含めて、社会情勢を鑑みながら、人をなんとなく集めていくというよりは、しっかり丁寧に良い人材をより多く集めていく機会をつくっていくというような指定都市の長の実施か。研修を受ける機会がふえることで人材確保をより多く行いたい狙いがあるのか。

森田青少年課

そのとおりだと思われます。

長

福原委員

所沢市は指定都市ではないから、なかなか所沢市の中ではできないかもしれないが、今回の上位法の改正の中身というのは、研修を受けるための機会を与えるもの以外にどのような改正があったか。

森田青少年課

今回の改正は、この一点のみでございます。

長

浅野委員

所沢市独自で放課後児童健全育成の指導員への研修はあるか。

森田青少年課

認定研修とは違いますが、市で児童館職員と児童クラブ職員の合同研



長

修会を年2回程度実施しております。そうした研修を通じまして、職員のスキルアップを図っています。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第58号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙2の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 (午前9時30分)

## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和元年第2回（6月）定例会

### 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について  
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について